電気通信事業部会・ユニバーサルサービス委員会 合同公開ヒアリング(第4回) 〔平成20年6月9日(月)開催〕

追加質問に対する各事業者・団体等からの回答について

< 目 次 >

(1)	東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社	1
(2)	KDDI株式会社 ····································	6
(3)	ソフトバンクテレコム株式会社	1 2
(4)	フュージョン・コミュニケーションズ株式会社 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 0
(5)	株式会社ウィルコム ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 5
(6)	社団法人日本ケーブルテレビ連盟	3 0
(7)	全国地域婦人団体連絡協議会	3 6

「電気通信事業部会・ユニバーサルサービス委員会 合同公開ヒアリング (第4回)」における委員からの追加質問に対する回答

平成20年6月24日東日本電信電話株式会社西日本電信電話株式会社

(問)

「第一種公衆電話を識別できる施策について、明示された第一種公衆電話が集中的に利用されると、併設されている第二種公衆電話の利用が減少しビジネスベースで撤去せざるを得なくなり、結果的にユーザに不便をかける」というNTT東西の回答に対して

これまで併設されていた第二種公衆電話の収益が第一種公衆電話に移り、その結果、第二種公衆の利用がなくなるのであれば、その公衆電話はもともと併設する必要性が低いものであると考えられると思いますが、如何お考えでしょうか。(つまり、本当に複数台必要な場所とは、併設されている全ての公衆電話が、それなりに収益を上げているような所ではないか。)

(答)

第一種公衆電話に併設している第二種公衆電話は、人が多く集まる駅等に設置し、第一種公衆電話を補完しています。こうした中で、公衆電話の利用は年々減少してきており、第二種公衆電話の採算性が悪化する中で、赤字の増加を抑えるために著しく低利用の第二種公衆電話を撤去するなど、設置台数を随時見直してきています。

なお、第一種公衆電話と第二種公衆電話を併設している場合に電話機の表示を区別することにより第一種 公衆電話の利用を高めることは、お客様の実際の利用実態や利用シーンから見て、現実的には難しいと考え ます。 (問)

現在、ブロードバンドゼロ地域解消を進めていますが、地域によっては未だにメタル(ADSL)で対応するケースもあります。将来的にPSTNからのマイグレーションを見据えた場合に、特に高コスト地域におけるメタルの利用をやむを得ないものと考えますか。それとも、できる限り光等のメタルに依存しない技術にしていくべきだと考えますか。

(答)

- ・ 現在、高コスト地域におけるブロードバンドの普及については、当該地域におけるブロードバンドニーズを 背景に、光ファイバの敷設、あるいは既存メタル回線を用いたADSLの提供等、様々な手法で進められてい ます。これには相当のコストが必要であるため、国・自治体の支援を受ける等、地域ごとに様々な創意工夫を 凝らしながら進めており、今後も同様な取り組みが必要であると考えます。
- ・ なお、既存 I P網から次世代 I P網 (NGN) へのマイグレーションについて、当面、提供エリアを拡大する中でお客様ニーズに応じて進めていき、その上で2012年度末を目途に完了させることを目標としているところであり、従って、PSTNの扱いについては、既存 I P網からのマイグレーションの状況を踏まえるとともに、下記の諸課題を検討していく考えです。
 - ①PSTNの交換機(D70・新ノード)の活用可能期間
 - ②光化エリアの電話サービスにおける、メタルアクセスの I P対応装置によるNGN収容と光アクセスによるNGN収容の経済性比較
 - ③固定電話におけるユニバーサルサービス基金制度
 - ④政府、自治体によるデジタルディバイド対策の方向性 等

(問)

災害時の公衆電話について、携帯については災害時に基地局・鉄塔等の問題が発生するということですが、 固定電話においても同様に電柱や交換機に影響があると思われます。単純に携帯と固定を比較できないにしろ、 今までの地震で固定電話・携帯電話がどのような損傷を被ったか教えてください。また、電源も含め、サービ スが途絶えないように各社どういう計画で災害に備えているのかも教えていただきたい。

(答)

- 弊社が、過去の地震において受けた主な被害状況は以下の通りです。
 - ①新潟県中越地震(H16.10.23)
 - ・土砂崩れ等により中継伝送路(6ヶ所)が被災し、3地域の収容局における4,450回線が不通 (2ヶ所については2日後に復旧。残りの1ヶ所については、山古志地区の復興にあわせて復旧)
 - ・加入者ケーブル(591ヶ所)が被災
 - ・上記の罹災状況を踏まえ、移動電源車による通信電源の確保やポータブル衛星装置による避難所への特設公 衆電話の設置(135ヶ所・362台)等を実施
 - ②兵庫県南部地震 [阪神·淡路大震災] (H7.1.17)
 - ・商用電源の停止、予備電源の倒壊等により交換機が停止(7ビル・12ユニット) し、28.5万回線が不通 (翌日の1月18日に復旧)
 - ・火災等により加入者ケーブルが被災し、19.3万回線が不通 (サービス回復が可能と判断される10.2万回線について1月末までに復旧)
 - ・上記の罹災状況を踏まえ、移動電源車による通信電源の確保やポータブル衛星装置による避難所への特設公 衆電話の設置(842ヶ所・2.859台)等を実施

(つづく)

- ・ また、弊社では、災害時の被害を最低限にとどめるとともに、罹災時の速やかなサービス復旧に向け、次の項目 に取り組んでおります。
 - (1) 災害に強いネットワーク・通信設備の構築
 - ①中継伝送路のループ化構成による信頼性向上
 - ②中継交換局の分散設置
 - ③通信設備に対する耐震強化や防火・風水害対策の実施
 - (2) 災害時の重要通信の確保
 - ①輻輳発生時の通信制御による緊急通信や重要通信の確保
 - ②重要通信回線が集中する都市部の収容ビルにおける加入者交換機の分散収容
 - ③国・自治体をはじめとする重要機関への災害時優先電話の設置(公衆電話も指定)
 - (3)被災地における通信の確保・速やかな復旧
 - (1)移動電源車による通信電源の確保、人が持ち運べるポータブル衛星装置による臨時回線の設置
 - ②避難所における特設公衆電話の設置
 - ③安否確認のための災害用伝言ダイヤル等の運用
 - 4)罹災時における保守要員の広域応援
 - ⑤台風接近時における113広域受付体制の事前構築や離島への保守要員の先行配置
 - (4) 災害を想定した訓練の実施
 - ①自治体と連携し、地域に密着した災害訓練の実施
 - ②自衛隊との合同訓練の実施

「電気通信事業部会・ユニバーサルサービス委員会 合同公開ヒアリング (第4回)」における委員からの追加質問に対する回答

平成20年6月24日 KDDI株式会社

- Q1. (NTT東西においてコスト削減に努めることは大前提として)き線点RT-GC間伝送路コストを接続料原価から基本料原価 に戻すとなると、利用者負担が大きくなることは確実ですが、そのような主張をされている事業者は利用者負担についてどの ようにお考えですか。また、増加する利用者負担を避ける仕組みをお考えですか。
- A1. 当社は、ヒアリングにおいて、き線点RT-GC間伝送路コストを接続料原価から基本料原価に戻すことについては、意見はいたしませんでした。

これは、昨年、ユニバーサルサービス制度の交付金算定方法を修正して、NTSコストの一部を接続料に戻すことについては、 その必要性を十分議論のうえ決定されたものと理解しており、再変更するだけの新たな理由は生じていないと考えたためです。 ただし、ユニバーサルサービス制度の観点とは別に、接続料ということで言えば、NTSコストの一部を接続料に戻すことにつ

いては、あくまでも当分の間の措置であったと認識しています。本来、NTSコストは基本料で回収されるべきと考えています

0

- Q2. 制度が発動して以来、消費者に対して、制度の導入・負担していただくことについての説明はありましたが、なぜ消費者に転嫁するのかという説明がありませんでした。番号単価の全額を消費者に転嫁することの正当性をどのようにお考えですか。 (委員会での各社のNTT東西の非効率性の排除が必要とか、透明性とかいう発言に説得力はない。)
- A2. 弊社は、料金明細書に「ユニバーサルサービス料」と別掲表示して、お客様に全額をご負担いただくことによって、ユニバー サルサービスの維持コストがいくらかかっているのかをご認識して頂きたいと考えております。

現行のユニバーサルサービス制度がNTTの経営問題そのものであること、また、NTT東・西自身が今後ユニバーサルサービスをどのような方向性で提供していくのか等、お客様も含め全関係者に関心をもって議論して頂くうえで、お客様にご負担頂くことが、最も望ましい方法であると弊社では考えております。

もちろんその一方で、弊社は、従来の中継電話サービスに加えドライカッパ電話や光直収サービスを推進するなど、多様なサービスを低廉な料金で提供すること等によりお客様への還元を行うとともに、コスト改善の努力を継続して参りたいと考えております。

- Q3. 現在、ブロードバンドゼロ地域解消を進めていますが、地域によっては未だにメタル(ADSL)で対応するケースもあります。 将来的にPSTNからのマイグレーションを見据えた場合に、特に高コスト地域におけるメタルの利用をやむを得ないものと考えますか。それとも、できる限り光等のメタルに依存しない技術にしていくべきだと考えますか。
- A3. ユニバーサルサービス制度の観点から言えば、将来、その時点で確保すべきユニバーサルサービスを、メタルも含め最も経済合理性のある手段により維持する枠組みとすることが必要と考えます。

従いまして、ユニバーサルサービス維持の上で、メタルが最も経済合理的ということであれば、メタルの継続的利用は検討に値するものと考えます。なお、この検討を行うためにも、PSTNを今後どうするのか等も含め、NTT東・西殿がユニバーサルサービスの方向性を示すことが必要であると考えております。

Q4. 災害時の公衆電話について、携帯については災害時に基地局・鉄塔等の問題が発生するということですが、固定電話においても 同様に電柱や交換機に影響があると思われます。単純に携帯と固定を比較できないにしろ、今までの地震で固定電話・携帯電話 がどのような損傷を被ったか教えてください。また、電源も含め、サービスが途絶えないように各社どういう計画で災害に備え ているのかも教えていただきたい。

A 4. (1/2)

<2007年7月の新潟県中越沖地震における被害状況>

【携帯電話】

- ・広域停電により新潟県の a u 無線基地局 1 2 局(うち 9 局はトンネル局)、長野県の無線基地局 5 局(うち 1 局はトンネル局、4 局は地下鉄駅局)が一時停波しましたが、北陸自動車道柏崎トンネルを除く 1 6 局については、同日中に移動電源車対応により復旧しました。
- ・北陸自動車道柏崎トンネルについては、道路事情により移動電源車対応が困難であったため、地震発生から2日後に復旧しました。
- ・その他の交換設備、伝送設備への影響はありませんでした。

【固定電話】

- ・柏崎市の一部地域において、NTT東・西殿のドライカッパを利用した弊社の直収電話サービスである「メタルプラス」が、 お客様のご自宅内や周辺の事情等により、ご利用いただけない状況となりました。
- <2008年6月の岩手・宮城内陸地震における被害状況>

【携帯電話】

・秋田県、宮城県のau無線基地局各1局が一時停波しましたが、移動電源車対応などにより同日中に復旧しました。

【固定電話】

・マイライン、メタルプラスなどの固定電話サービスについては、弊社ネットワークへの影響はありませんでした。

A 4. (2/2)

<災害時の通信サービスを確保するための設備対策>

- ○基幹伝送路の多ルート化と経路分散
 - ・安定した通信を確保するため通信設備の収容分散などを行い、通信線路の二重化(陸上光ファイバ)を図ると共に、障害時には 自動切換えにて通信網を救済するネットワーク構成となっています。陸上光ファイバ網のほか、海底ケーブルなども使用し、通信 線路の多ルート化を行い、通信網の高信頼性を確保しています。また万一トラブルが発生した際には、迂回措置を実施して通信の 救済を図っています。
- ○通信局舎および電気通信設備の耐災害性の強化
- (1)災害を考慮した設計基準
 - ・災害の発生による通信ネットワークの障害を未然に防ぐため、過去の大災害を参考に、予想される災害の種類、規模などを充分 に調査し、これに対する耐災害性を考慮して通信局舎設備、無線基地局などの防災設計を行っています。
- ・無線基地局については、車載型無線基地局を全国で10台配備し、災害により無線基地局や光ファイバなどの地上通信回線が損傷した場合には、通信衛星対応の車載型基地局を被災地に移動させ、被災地域において携帯電話による通話やメールなどのサービスがご利用可能となります。
- (2)電源確保の備え
 - ・災害発生により、電力の供給が途絶えると交換設備や無線基地局は機能することができないため、通信局舎では自家発電機を設置するとともに、各無線基地局においても予備蓄電池を設置・増強して、送電線の切断や発電所の停止などの事態などに備えています。

【通信局舎設備】

・非常用電源設備:交換設備は自家発電機および蓄電池30分以上を設置。

【無線基地局】

- ・非常用電源設備:原則3時間以上の蓄電池を設置。更に沖縄や九州のように台風の多い地域や山間部では、自家発電機を約35 0箇所に設置。
- ・移動電源車:基地局の停電対策として、全国で約50台配備。

情報通信審議会 電気通信事業部会・ユニバーサルサービス委員会 合同 公開ヒアリング(第4回)に関する追加質問事項に対する回答

SoftBank SoftBank Telecom

2008年6月24日



· (NTT東西においてコスト削減に努めることは大前提として)
き線点RT-GC間伝送路コストを接続料原価から基本料原価に戻すとなると、利用者負担が大きくなることは確実ですが、
そのような主張をされている事業者は利用者負担についてどのようにお考えですか。また、増加する利用者負担を避ける仕 組みをお考えですか。

- ユニバーサルサービスの維持に係る補填が必要となる場合には、補填額を国民全体で負担することが必要となります。この際には、当然個々の利用者負担はより少ない方が望ましいものと考えます。利用者負担をより少なくするためには、ユニバーサルサービスの維持に係るコスト全体の最小化が必要であり、これが最初に議論すべき事項と考えます。
- しかし、現状ではユニバーサルサービス維持コストについての最小化が実現しているか否か、実現には何が必要かなど、十分な議論がなされていないものと認識しています。このようにユニバーサルサービス維持コストの最小化に係る議論が不十分な状況で、NTSコストの一部であるき線点RT-GC間伝送路コストの利用者負担の在り方のみを取り出して個別に議論することは、制度全体の本質的な議論を見誤る可能性があると考えます。
- また、いずれにせよ、ユニバーサルサービスの維持コストは全て、何らかの形で最終的には利用者に負担いただくこととなるものであり、そうした観点からも、ユニバーサルサービス維持コストの最小化の議論及びユニバーサルサービス維持に係る補填の必要性の有無について、より深い議論を行うことが利用者負担の最小化を図る最善の策であると考えます。

・制度が発動して以来、消費者に対して、制度の導入・負担していただくことについての説明はありましたが、なぜ消費者に転嫁するのかという説明がありませんでした。番号単価の全額を消費者に転嫁することの正当性をどのようにお考えですか。 (委員会での各社のNTT東西の非効率性の排除が必要とか、透明性とかいう発言に説得力はない。)

- ユニバーサルサービス維持に係る負担金は、事業者にとっては通常のサービス提供コストに対して、追加的なコストとなります。この追加的コストを含め、サービス提供に係るコストは全て、何らかの形で最終的には利用者に負担いただくこととなります。
- 最終的に当該追加コスト分を利用者に負担いただくに当たり、現在のようにユニバーサルサービス料として明示して負担いただくか、その他の料金の中で負担いただくかは各事業者がそれぞれの経営判断において決定しうるものと考えます。 一方、ユニバーサルサービス料として番号単価を全て負担いただかず、一部を他の料金の中で負担いただく場合には、通話量の多寡などにより受益者と負担者との間の公平な関係が確保されなくなることが懸念されるため、弊社としては番号数に応じて利用者に公平な負担をいただくことには合理性があると考えます。
- なお、負担いただく利用者において、ユニバーサルサービス維持に係るコストを負担していることについて十分な理解を得ることが必要と考えます。この際単に負担額の水準について理解を得るということではなく、ユニバーサルサービス維持の必要性、維持に係る補填の必要性、負担額の算定根拠など、ユニバーサルサービス制度全体について理解いただくことが重要と考えます。
- また、ユニバーサルサービス料として明示的に外出しして利用者に負担いただく場合には、ユニバーサルサービス制度に対する関心が高まり、制度の内容・運用に対する監視が厳しくなる、制度の透明性が担保されるなどの副次的効果が期待されるものと考えます。

・現在、ブロードバンドゼロ地域解消を進めていますが、地域によっては未だにメタル(ADSL)で対応するケースもあります。将来的にPSTNからのマイグレーションを見据えた場合に、特に高コスト地域におけるメタルの利用をやむを得ないものと考えますか。それとも、できる限り光等のメタルに依存しない技術にしていくべきだと考えますか。

- 原則として、ユニバーサルサービスの確保は、技術中立性に基づき、最も効率的な方法にてなされるべきです。従って、あらかじめサービス確保の手段を特定の技術に限定することは適当ではないと考えます。
- ご質問のケースについてもメタルから光への移行は必須ではなく、現状においてはメタルも利用することでユニバーサルサービス全体の維持コストを抑制できるのであれば、そうした方策も取り得るものと考えます。

・我が国の会計制度上、現状では、ブランド効果を測定するのは困難であると認識されていると理解してよろしいですか。

- 弊社の主張は、現行の会計制度上でブランド効果の測定を求めるものではなく、ユニバーサルサービス維持に係る補填の必要性を判断するに当たり、ユニバーサルサービス維持に係る負担と便益を適正に評価することを求めたものです。また、ブランド効果については会計制度上の明確な定義・区分がなされていないとしても、様々な手法により測定及び定量化を行うチャレンジを学識経験者の先生方にもぜひお願いしたいと考えます。
- 例えば、英国においては、以下の方法によりBTのユニバーサルサービス維持に係るブランド効果の決定を実施済みであり、 少なくとも同様の手法により、NTT東西のユニバーサルサービス維持に係るブランド効果についても(暫定的にでも)決定可 能ではないでしょうか。
- 現状では、学問的に厳密な測定や計算がしにくいケースではそれを推定して仮の数値を決めるのではなく「ゼロ」とされてしまうケースが多いものと認識しています。公正競争の促進という観点から、理論的な厳密性に欠けるという理由で本来考慮すべき要因をないものとして放置することによる負の効果が生じうることを考慮いただきたいと存じます。 (例えば、(会計制度ではありませんが)マイライン導入時にはマイライン登録をしないお客様を全てNTTコミュニケーションズへのマイライン登録とみなすこととされ、競争事業者にとって不利なケースが発生しました。)
- 英国のブランド効果算定
 - ▶ ブランド効果
 BT Retailの広告宣伝費削減効果として、BT Retailの広告宣伝費の20%を見込む(£50百万)
 - ▶ 公衆電話の広告効果 非効率な公衆電話の1/3について、月額£50~£60/台の広告宣伝効果を見込む(£9百万~£11百万)
 - ※ 出典 : Ofcom "Review of the Universal Service Obligation" Annexes パラグラフJ66-J85 (P69-P73)

· 「土地の売却益をユニバーサルサービスコストから差し引くべき」という主張ですが、それはコストベースの議論に反しますし、 LRICでも土地の再調達等については加味していないことから、議論が一面的ではないかという印象を受けますが、それに ついて如何お考えですか。

【弊社意見】

- 「土地の売却益をユニバーサルサービスコストから差し引くべき」という弊社の主張は、土地の売却益をユニバーサルサービス交付金算定の際に考慮に入れる等、費用と便益を適正に評価すべきというものです。
- 弊社がNTT東西・NTT都市開発における不動産関連の利益を問題視しているのは、当該不動産が、
 - ・ ユニバーサルサービスを中心として、国内電気通信事業を独占的に提供していた日本電信電話公社の時代に電信 電話債券や施設設置負担金という国民負担を交えて、取得されたものであること
 - ・ 民営化及び分離・分割にともない、NTT東西やNTT都市開発に対して現物出資という形で簿価により譲渡されているものであること

といった性質を有するものでありながら、これら不動産を通じて得た利益をユニバーサルサービス維持に還元せず、NTTグループで独占しているためです。

- また、上述のような経緯でNTTグループが得る売却益は、競争事業者においては得ることが不可能なものであり、この売却益が競争分野に活用されるという公正競争上重大な懸念も存在しているものと考えます。
- 従って、弊社は、ユニバーサルサービスに係る負担を競争事業者に求める前に、まずはこのような利益が独占的にNTTグループに帰属することの是非について十分な議論を行うことが必要と考えます。

・災害時の公衆電話について、携帯については災害時に基地局・鉄塔等の問題が発生するということですが、固定電話においても同様に電柱や交換機に影響があると思われます。単純に携帯と固定を比較できないにしろ、今までの地震で固定電話・携帯電話がどのような損傷を被ったか教えてください。また、電源も含め、サービスが途絶えないように各社どういう計画で災害に備えているのかも教えていただきたい。

【弊社意見】

- ソフトバンクモバイル
 - > 災害時のサービス継続のための対処
 - 1. 移動電源車、移動無線基地局による通信エリア確保: 基地局が災害により停電し、それが長時間におよぶと想定される場合は、「移動電源車」を出動し電源を確保。また、伝送路の 遮断などにより基地局が利用できなくなった場合には、「移動無線基地局」を出動し、通信エリアを確保。
 - 2. 周辺基地局によるエリア救済: 移動電源車や移動基地局の配備が困難な場合でも、ダウンした基地局の周辺基地局の「アンテナ角度の変更」や「基地局出力を上げる」などの方法で、通信エリアを確保。
 - 3. ふくそう(輻輳)対策: 大規模災害が発生すると、緊急連絡や安否確認などで通信量が急増。基地局や交換局には「ふくそう検出機能」があり、通信の ふくそうが発生した場合にはネットワークダウンを防ぐ目的で、通信の規制を行う場合がある。
 - 4. 災害用伝言板サービス: 原則震度6弱以上の地震などの大規模災害が発生した場合に、災害用伝言板からお客様の安否情報を登録可能。
 - ※ ソフトバンクモバイルのホームページに、「災害への対応と対策」としてまとめて掲示しています。 (http://www.softbankmobile.co.jp/ja/csr/activities/socialcontribute/disaster/index.html)

「次ページに続く】

[前ページより続く]

- ソフトバンクモバイル
 - > 災害時の通信設備損傷の事例
 - ・ 新潟県中越沖地震(2007年7月16日)による影響

✓ 7月16日 13:00 新潟県内78局、長野県内14局停波

✓ 7月16日 16:25 長野県内全て復旧

✓ 7月17日 14:00 新潟県内、1基地局を除き全て復旧

✓ 7月19日 17:47 新潟県内全て復旧

■ ソフトバンクテレコム

- > 災害時のサービス継続のための対処
 - ・ 技術基準への適合自己確認により、回線の二重化など災害時でもサービス継続可能性を高めるための対処 を行っている。
- > 災害時の通信設備損傷の事例
 - ・ 新潟県中越沖地震(2007年7月16日)による影響

✓ 7月16日 13:00 直収回線960回線不通

✓ 7月16日 18:41 全て復旧

※ 災害時の通信サービスへの影響については、総務省への報告を実施しています。



「電気通信事業部会・ユニバーサルサービス委員会 合同公開 ヒアリング(第4回)」 追加質問に対する回答

2008年6月24日 フュージョン・コミュニケーションズ株式会社



【ご質問】(NTT東西においてコスト削減に努めることは大前提として)

き線点RT-GC間伝送路コストを接続料原価から基本料原価に戻すとなると、利用者負担が大きくなることは確実ですが、 そのような主張をされている事業者は利用者負担についてどのようにお考えですか。また、増加する利用者負担を避ける 仕組みをお考えですか。

- ・ 当社はヒアリングにて述べましたように、き線点RT-GC間伝送路コストを始めとするNTSコストを接続料原価から控除 すべきとの主張しましたが、そのまま基本料原価へ戻すことまでは言及しておりません。
- ・ お客様への負担を避ける仕組みについては、迅速なNTT東西殿からの情報・データの開示により、本委員会、関係する 事業者・団体での検証と議論を行っていく必要があるものと考えます。

【ご質問】

制度が発動して以来、消費者に対して、制度の導入・負担していただくことについての説明はありましたが、なぜ消費者に 転嫁するのかという説明がありませんでした。番号単価の全額を消費者に転嫁することの正当性をどのようにお考えですか。 (委員会での各社のNTT東西の非効率性の排除が必要とか、透明性とかいう発言に説得力はない。)

- ・ 仮に、ユニバーサルサービスの負担金をサービスの利用者ではない事業者が負担した場合、その負担金は通信サービスを提供 するための増分コストになるため、利用料金の見直しをせざるを得なくなります。
- 従って結果的には、最終負担者は利用者となります。より公平にご負担頂く方法として、利用者には電気通信番号数による 負担を頂くことが妥当との考えに至りました。
- ・ 現行の電気通信番号単位での負担方法は、負担額の使途が利用者にも明確に把握できること、またその増減は利用者を含む 多くの利害関係者が、NTT東西殿の経営努力を監視できること等の透明性が高いものです。
- ・ 一方、ユニバーサルサービス制度を円滑に運用するため、利用者への周知活動やシステム等対応を行う必要があり、その役割 を担っています。
- ・ユニバーサルサービス制度における利用者への負担の求め方については、制度導入時からの議論ではありますが、事業者の経営判断に任せるだけではなく、本制度の規定としての取り扱いにするべきと考えます。

【ご質問】

「IP補正による補てん増は受け入れ難い」と主張されていますが、私の理解では、IP補正とは、ケーブルテレビ連盟の資料にあるように「補てん額減少を抑制する措置」であると考えていますが、どのように理解されているか確認させていただきたい。

- ・ IP補正については、日本ケーブルTV連盟殿と同様の認識をしておりますが、現行の算定方式による補填額とIP補正を採用した場合の補てん額とを比較した場合、補てん額が増加するため「補てん増」と表現いたしました。
- ・ 尚、IP補正については、以下のとおり不合理な面があります。
 メタル回線からひかりファイバーへのIP化の行き先の大半は、NTT東西殿のひかりIP電話です。

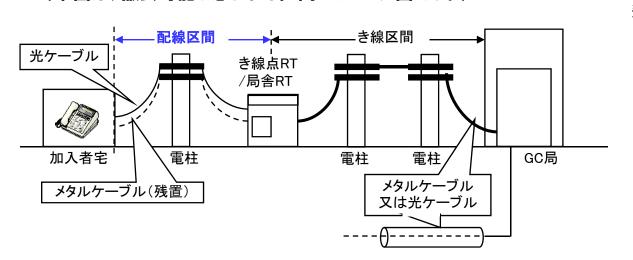
IP補正をすることは、NTT東西殿は本制度による「補てん額減少を抑制する措置」を受けながら、その一方で、IP化による独占的な収益を上げ続けることとなります。

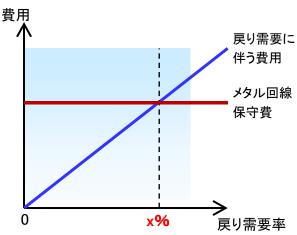
ユニバーサルサービス料を負担している利用者にとっては、負担額の減少も抑制されることになるため、この様な状況は 説明がつかないものと考えます。

【ご質問】

「撤去してメタル回線への戻り需要があった場合のコスト」とありますが、戻り需要がいつ発生するか予測不可能なので比較も不可能だと思いますが、如何お考えでしょうか。

- ・ NTT東西殿のBフレッツサービスは、2001年(平成13年)8月1日から提供され7年間の実績があるので、光回線から メタル回線への戻り需要数(率)も把握されていると想定します。(当社の想定では、メタル回線への戻り需要は僅少だと 考えております)。
- ・ メタル回線から光回線へ移行した場合に、『常時「メタル回線への戻り」があった場合に備えてメタル回線を残置した場合』と『一旦メタル回線を撤去し、実需として「メタル回線への戻り」が発生する毎にメタル回線を新設する場合(新設に伴い既存回線の利用より開通期間が多く要することが想定されますが)』の両者のメリット・デメリットの比較をするべきと意見させて頂いたところです。
- このような選択肢を提示することで、メタル回線の残置に関する議論を広めたいと考えております。(下図は、撤去可能と思われる区間のイメージ図です。)





※:いずれ巻き取る計画のメタル撤去費は別計 として示して頂きたい。



「情報通信審議会 電気通信事業部会・ユニバーサルサービス委員会 合同公開ヒアリング(第4回)」 追加質問に対する回答

2008年6月24日 株式会社ウィルコム

Q1

NTT東西においてコスト削減に努めることは大前提として) き線点RTーGC間伝送路コストを接続料原価から基本料原価に戻すとなると、利用者負担 が大きくなることは確実ですが、そのような主張をされている事業者は利用者負担について どのようにお考えですか。

また、増加する利用者負担を避ける仕組みをお考えですか。

★ A1

弊社のプレゼンでは、NTSコストについて触れておりませんが、基本的にNTSコストに関しましては、接続料原価から基本料原価に戻すことになると認識しております。その際については、激変緩和措置が必要であると考えます。また、利用者負担を避ける仕組みとしましては、プレゼンでも述べましたように、ユニバーサルアクセスの考え方を導入し、一つのサービスと限定するのではなく、ある一定の条件をクリアするサービスについて、ユニバーサルサービスと認めることが望ましいと考えます。ついては、この制度に手を上げる事業者が増える可能性等から、コスト削減が期待できるものと考えています。ただし、新たにユニバーサルアクセスの考え方を導入する場合には、制度の大幅な変更となるため、時間をかけて議論すべきと考えています。

Q2

制度が発動して以来、消費者に対して、制度の導入・負担していただくことについての 説明はありましたが、なぜ消費者に転嫁するのかという説明がありませんでした。 番号単価の全額を消費者に転嫁することの正当性をどのようにお考えですか。 (委員会での各社のNTT東西の非効率性の排除が必要とか、透明性とかいう発言に 説得力はない。)

★ A2

弊社といたしましては、仮に、発生したコストを内部で吸収したとしても、それは、サービス提供において還元されるべきコスト軽減分が、ユニバーサルサービス基金と置き換わっただけであり、ユーザに転嫁されていることに変わりがないものと考えております。

番号による負担につきましては、逆にユニバーサルサービスによる便乗値上げを牽制する意味でも効果があるものと考えております。

Q3

ウィルコムの提案するユニバーサルアクセスは、フェーズ1では、音声通話と緊急通報について、メタル・光・無線のすべてを用意するということではなくて、そのうちの何れかを用いて現行のメタルと同等の料金で提供できるものを用意するという理解でよろしいですか。

★ A3

弊社が考えているユニバーサルアクセスは、次の質問とも関係しますが、コスト削減に主眼を置いており、そのような考えの下、一地域一事業者にて、メタル・光・無線のいずれかにより、ユニバーサルサービスが実現されれば良いものと考えております。

Q4

ユニバーサルアクセスについて、アクセス選択の自由をユーザに認めたうえでの ユニバーサルアクセスを想定されているのか、選択の自由の保障を考えない ユニバーサルアクセスを想定されているのか教えていただきたい。

★ A4

ユニバーサルサービスの基本の3要素の一つであるessentialltyをどう考えるかにも拠りますが、コストの最小化を図る意味で、選択の自由の保障は必要ないと考えています。

「ユニバーサルサービス制度の在り方」 についての追加質問に対する回答

平成20年6月24日 社団法人日本ケーブルテレビ連盟

■質問

(NTT東西においてコスト削減に努めることは大前提として)

き線点RT-GC間伝送路コストを接続料原価から基本料原価に戻すとなると、利用者負担が大きくなることは確実ですが、そのような主張をされている事業者は利用者負担についてどのようにお考えですか。また、増加する利用者負担を避ける仕組みをお考えですか。

■回答

ユニバーサルサービスの負担額は、本来、会計原則に則って算出されることを基本とすべきです。一方で、過大な利用者負担を回避することが重要であることから、ユニバーサルサービル料の許容レベルを定め、その範囲となるように、必要な調整を行う必要があると考えます。調整にあたっては、競争条件の重要なファクターである接続料原価に手をつけるのではなく、ベンチマークレベル(現在は平均値+2g)を柔軟に運用することにより、妥当なレベルに設定可能になると考えます。

■質問

制度が発動して以来、消費者に対して、制度の導入・負担していただくことについての説明はありましたが、なぜ消費者に転嫁するのかという説明がありませんでした。番号単価の全額を消費者に転嫁することの正当性をどのようにお考えですか。(委員会での各社のNTT東西の非効率性の排除が必要とか、透明性とかいう発言に説得力はない。)

■回答

料金は必要コストをもとに各企業が事業戦略を考慮しながら設定されるものと考えます。重要なことは、別立てでユニバーサル利用料を徴収するのか、それとも料金に含めるか という「見せ方」よりも、結果として利用者がいくら負担するかであり、その部分で各事業者が競争し、利用者の利益につながることが好ましいと考えます。したがって、一律に事業者負担とするとのルールにするのではなく、事業者自らが判断すべきもの考えます。

■質問

現在、ブロードバンドゼロ地域解消を進めていますが、地域によっては未だにメタル(ADSL)で対応するケースもあります。将来的にPSTNからのマイグレーションを見据えた場合に、特に高コスト地域におけるメタルの利用をやむを得ないものと考えますか。それとも、できる限り光等のメタルに依存しない技術にしていくべきだと考えますか。

■回答

ユニバーサルアクセスには、「一定の要件を満たすサービスが利用可能であるアクセス網」との定義がありますが、その要件を満たすアクセス回線であれば、インフラ技術は何であってもかまわないと考えます。ただし、仮に現在の加入電話と同等のQOSを実現可能であることが要件であれば、ADSLであって距離が長い回線については、必要なスループットが確保できず、その要件を満たさないことになりますので適用は不可能となります。その場合は、他のインフラ技術を適用することが必要となります。

■質問

4.9%の高コスト地域でサービスを提供しているCATVや自治体があると思いますが、高コスト地域でどの程度競合する事業者がいるのか教えていただきたい。

■回答

当該地域でのCATVのサービスの提供状況については、別途回答させていただきます。

■質問

ユニバーサルアクセスについて、アクセス選択の自由をユーザに認めたうえでのユニバーサルアクセスを想定されているのか、選択の自由の保障を考えないユニバーサルアクセスを想定されているのか教えていただきたい。

■回答

ユニバーサルアクセスには、「一定の要件を満たすサービスが利用可能であるアクセス網」のことであると認識していますが、その要件を満たすアクセス網であれば、ユーザはどの回線であっても選択可能と考えます。ただし、不採算地域においては、適格電気通信事業者がユニバーサルアクセスを提供する義務を課せられていることから、当該地域においては、適格電気通信事業者が提供するユニバーサルアクセスを利用することが必須となると考えます。

電気通信事業部会・ユニバーサルサービス委員会合同公開ヒアリング(第4回)追加質問に対する回答

平成20年6月24日 全国地域婦人団体連絡協議会

1. 制度の周知について

「今後もユニバーサルサービスを維持するのであれば制度の周知が必要」とのご意見ですが、仕組み、金額、今後の在り方等いろいろあるなかで、いま消費者に対して「何を」「どういう形で」周知することが必要だとお考えですか。

- ・ 制度を維持するためには、利用者のコンセンサスが不可欠であり、そのための周知に工夫 が求められる。請求書に記載されているユニバーサルサービス料の説明では不十分。
- ・ ユニバーサルサービス制度の意義を利用者が理解しているかどうか疑問に思う。「月額6円は制度を支えるための負担」であるという意識が加入電話の採算地域、不採算地域双方の利用者に希薄である。
- · とりわけ負担額について、各社が異なる収益状況にある中で、経営努力で吸収せずに、一 律に利用者転嫁する理由について事業者側の説明を丁寧にして欲しい。

2. TCAの情報公開について

「肥大化等を防ぐ観点からもTCAの情報公開が必要」ということですが、どこまでのレベルの情報公開が必要だとお考えでしょうか。(委員は、TCA予算のほとんどは周知広報費に使われており、専任者も一人という現状から肥大化の懸念は当たらないのではないかという趣旨)

- ・ 支援機関としての収支状況を見ると、交付金の交付及び負担金の徴収に係る関係業務が 主な事業計画に入り、TCAの収支規模及び組織は拡大する方向にあると推察する。
- ・ 平成18年度収支決算書から 周知広報費は88,378,211円で事業費105,484,468円の83.7%を 占めている。人件費は11,435,443円で10.8%。
- ・ 平成20年度収支予算書では、事業費12,617,297,284円から交付金支出12,550,241,284円を 差し引いた事業費67,056,000円に占める周知広報費は36,710,000円で54.7%、人件費は 20,765,000円で30.9%となる。
- ・ 平成19年度の収支決算書がHPに掲載されていない(6/9現在)ため、単純に平成18年度と 平成20年度とを比較はできないが、周知広報費の占める割合の低下、人件費の増加が伺 える。
- 利用者としては、周知・広報活動及び問合せ対応の充実を図ることを希望する観点から、 平成18年度及び平成19年度の周知・広報活動の検証を費用対効果で情報公開して欲しい。